（削る）
ハ～ホ　（略）
（削る）
ヘ・ト　（略）
（削る）
チ～ヌ　（略）
（削る）
三～五　（略）
（船舶による気象及び水象の観測）
第四条　令第一条の船舶は、東は西経百六十度、西は東経百度、南は緯度零度、北は北緯六十五度の線により限られた海域において、毎日協定世界時の零時、三時、六時、九時、十二時、十五時、十八時及び二十一時（その時刻が、当該船舶に現に乗り組んでいる観測の成果の報告に従事する者の執務時間の終了時刻となる場合であつて、その時刻の観測の成果を観測後直ちに報告することが困難となるときは、一時間繰り上げた時刻とする。）に、次に掲げる種目について、気象及び水象の観測を行わなければならない。
一～十一　（略）
（船舶による観測の成果の報告）
第五条　前条の船舶は、同条の規定に従い気象及び水象の観測を行つたときは、次の各号に掲げる航行の区分に応じ、当該各号に掲げる時刻の観測の成果を、観測後直ちに、気象庁長官の定める形式により、気象庁長官に報告しなければならない。ただし、その時刻が当該船舶に現に乗り組んでいる観測の成果の報告に従事する者の執務時間の終了時刻である場合であつてその時刻の観測の成果を観測後直ちに報告することが困難なとき、又はその時刻がこれらの者の執務時間外であるときは、この限りでない。
一・二　（略）
2・3　（略）
（技術上の基準）
第十条の二　法第十八条第一項第四号の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
一　地震動の予想の方法に係る基準
イ　気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする地点における地震動の到達時刻及び震度を予想するものであること。
ロ　イの予想は、気象庁長官が定める計算方法により行うものであること。
二・三　（略）

（気象測器検定規則の一部改正）
第二条　気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
ニ　露点温度	ニ　露点温度
ホ～ト　（略）	ホ～ト　（略）
チ　風力	チ　風力
リ・ヌ　（略）	リ・ヌ　（略）
ル　雲	ル　雲
オ～カ　（略）	オ～カ　（略）
ヨ　天気	ヨ　天気
三～五　（略）	三～五　（略）
（船舶による気象及び水象の観測）	（船舶による気象及び水象の観測）
第四条　令第一条の船舶は、東は西経百六十度、西は東経百度、南は緯度零度、北は北緯六十五度の線により限られた海域において、毎日協定世界時の零時、三時、六時、九時、十二時、十五時、十八時及び二十一時（その時刻が、当該船舶に現に乗り組んでいる無線電信の操作に従事する者の執務時間の終了時刻となる場合であつて、その時刻の観測の成果を観測後直ちに電報で報告することが困難となるときは、一時間繰り上げた時刻とする。）に、次に掲げる種目について、気象及び水象の観測を行わなければならない。	**第四条**　令第一条の船舶は、東は西経百六十度、西は東経百度、南は緯度零度、北は北緯六十五度の線により限られた海域において、毎日協定世界時の零時、三時、六時、九時、十二時、十五時、十八時及び二十一時（その時刻が、当該船舶に現に乗り組んでいる無線電信の操作に従事する者の執務時間の終了時刻となる場合であつて、その時刻の観測の成果を観測後直ちに電報で報告することが困難となるときは、一時間繰り上げた時刻とする。）に、次に掲げる種目について、気象及び水象の観測を行わなければならない。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
（船舶による観測の成果の報告）	（船舶による観測の成果の報告）
第五条　前条の船舶は、同条の規定に従い気象及び水象の観測を行つたときは、次の各号に掲げる航行の区分に応じ、当該各号に掲げる時刻の観測の成果を、観測後直ちに、気象庁長官の定める形式により、電報で気象庁長官に報告しなければならない。ただし、その時刻が当該船舶に現に乗り組んでいる無線電信の操作に従事する者の執務時間の終了時刻である場合であつてその時刻の観測の成果を観測後直ちに電報で報告することが困難なとき、又はその時刻がこれらの者の執務時間外であるときは、この限りでない。	**第五条**　前条の船舶は、同条の規定に従い気象及び水象の観測を行つたときは、次の各号に掲げる航行の区分に応じ、当該各号に掲げる時刻の観測の成果を、観測後直ちに、気象庁長官の定める形式により、気象庁長官に報告しなければならない。ただし、その時刻が当該船舶に現に乗り組んでいる観測の成果の報告に従事する者の執務時間の終了時刻である場合であつてその時刻の観測の成果を観測後直ちに報告することが困難なとき、又はその時刻がこれらの者の執務時間外であるときは、この限りでない。
一・二　（略）	一・二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（技術上の基準）	（技術上の基準）
第十条の二　法第十八条第一項第四号の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。	**第十条の二**　法第十八条第一項第四号の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
一　地震動の予想の方法に係る基準	一　地震動の予想の方法に係る基準
イ　気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する予報資料に基づき、予報の業務の対象とする地点における地震動の到達時刻及び震度を予想するものであること。	イ　気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする地点における地震動の到達時刻及び震度を予想するものであること。
ロ　イの予想は、気象庁長官が定める計算方法により行うものであること。	ロ　イの予想は、気象庁長官が定める計算方法により行うものであること。
二・三　（略）	二・三　（略）